解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月十九日に静岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

静岡県沼津市御幸町一六番一号
清算法人内浦重須畑地かんがい土地改良区
清算人代表　杉山　功一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

岡山市北区駅元町一番四号
社団法人瀬戸内海経済研究センター
代表清算人　黒﨑　節夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

佐賀県鳥栖市神辺町九五番地三
社団法人鳥栖基山農業公社
代表清算人　坂口　雅義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

鹿児島県出水郡長島町鷹巣三三三番地三二
財団法人長島町観光公社
代表清算人　川添　健

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十五日開催の社員総会の決議により平成二十五年九月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

北海道函館市柏木町一五番二号
医療法人社団誠仁会
清算人　美馬　博史

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年九月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

仙台市青葉区本町二丁目七番一三号
南東北機械金属厚生年金基金
清算人　石澤　義弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

秋田県男鹿市船川港本山門前字祓川一三番地一三一
社団法人男鹿文化財愛護協会
代表清算人　坂本　秀岳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

福島県いわき市平字菱川町一番地の三いわき市社会福祉センター内
財団法人いわき市老人クラブ連合会
代表清算人　鈴木　定秋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

大阪府泉大津市なぎさ町六番一号
社団法人大阪府タグ事業協会
代表清算人　池野　誓男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

和歌山県田辺市元町二二九一番六
財団法人紀南環境整備公社
代表清算人　真砂　充敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

岩手県奥州市水沢区大手町一丁目一番地
社団法人水沢農業公社
代表清算人　小沢　昌記

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

群馬県前橋市石倉町一丁目一四番地四
財団法人石倉町会館
代表清算人　岡田　穆

解散公告（第三回）

当社は、平成十五年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

千葉県茂原市高師六八七番地
株式会社有朋会
清算人　宍倉　正胤

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

千葉市緑区誉田町一丁目七九一番地の一〇五
医療法人社団恵仙会
清算人　伊豆藏利明

解散公告（第三回）

当組合は、県知事の認可書到達により平成二十五年九月二十日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

岐阜県高山市漆垣内町六四三番地
漆垣内町生産森林組合
代表清算人　吉野　敏一

遺産債権者告知のお知らせ

2011年12月24日に亡くなった下記故人の財産に関する債権者及び（1962年受託者法の第63項に関連する）請求をする者は、トーマス・ランデル・ミーガ及びジェイソン・クリスティアン・デシルバ（「受託者」）宛の2013年８月９日付遺産管財状の授与に従って、彼らの請求の詳細をMurfett Legal, PO Box 6314, East Perth 6892, Western Australia, Australia（オーストラリアのマーフェット法律事務所）に、又はファックスで+61 8 93883105に2013年11月25日迄に送付するように、受託者によって要求されています。この日付以後は、彼らは故人の財産を譲渡又は分配しますのでお知らせします。

記

〒254―0012
神奈川県平塚市大神2573―６―705
遠藤　昭彦（故人）

平成25年10月25日
Murfett Legal, PO Box 6314, East Perth 6892, Western Australia, Australia
オーストラリアのマーフェット法律事務所